

平成 18 年 5 月 31 日（水）

於・農林水産省第 1 特別会議室

第 4 回家畜の遺伝資源の保護に関する検討会速記録

目 次

1	開 会	1
2	配付資料の確認	1
3	座長挨拶	2
4	資料説明	2
5	質疑応答	8
6	検討会中間取りまとめ骨子の策定	21
7	農林水産省知的財産戦略本部長への検討会中間取りまとめ骨子の提出	23
8	今後の議論の進め方（スケジュール）	24
9	生産局長挨拶	24
10	閉 会	25

1 開 会

○姫田畜産振興課長 定刻前ではございますが、委員の方がおそろいになっておられますので、ただいまから、第4回家畜の遺伝資源の保護に関する検討会を開催いたしたいと思っております。

私は、農林水産省生産局畜産部の畜産振興課長の姫田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、初めにマスコミの方に御連絡いたします。本日、中間取りまとめの骨子の策定に向けての御議論をいただくことになっておりますが、議事次第にもございますように、本日、この会におきまして中間取りまとめの骨子が策定できましたら、座長より農林水産省知的財産戦略本部の本部長でございます、三浦農林水産副大臣に御提出いただくことも考えております。そういうことで、中間取りまとめの骨子を手交する際にはカメラ撮りをしていただくようにしたいと考えております。その際には事務局より御連絡申し上げますので、よろしくお願いたします。

なお、議論の状況により予定が前後することもございますが、4時前ぐらいになるのではないかなと思っておりますので、あらかじめ御了承いただければと思っております。

それで、本日は所用のため三浦副大臣の到着がおくれております。冒頭、御挨拶をいただく予定でございましたが、このまま議事に移りますので、よろしくお願いたします。

2 配付資料の確認

○姫田畜産振興課長 引き続きまして、本日配付しております資料の確認をいたします。

まず座席表がございます。それから、本日の議事次第でございます。それと、資料一覧ということで資料1、2、3、4と書いてございますが、資料1の前に皆様方の委員名簿が入っております。

それで、資料1が、第1回・第2回・第3回検討会の概要について、資料2が「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について」でございまして、骨子のポイントと書いてある

ものです。資料3が、横紙で「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方についてのイメージ」ということで、あけていただくとカラーのものがついているものでございます。資料4が「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について（検討会中間取りまとめ骨子案）」というのでございます。これが、私どもの方からたたき台として、座長と相談いたしましたのでございますが、これを御議論いただくということが本日の大きな議題でございますので、よろしくお願いいたします。

もし不足資料等がございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、早速でございますが、恒例により松川座長に議事運営をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 冒頭のカメラ撮りはここまでにさせていただきます。

3 座長挨拶

○松川座長 それでは、第4回をよろしくお願いいたします。

次第にもありますように、今日の審議は16時には終わりたいと思っております。これはいつものとおりですけど。

そして、今日のメインは中間取りまとめ骨子の策定ということになっております。そして、先ほど事務局から話がありましたように、策定しました検討会の中間取りまとめ骨子を、農林水産省の知的財産戦略本部長であります三浦農林水産副大臣に提出するというようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4 資料説明

○松川座長 それでは、議事に入ります。

例のとおり、資料1から資料4まで、一括して事務局から説明をお願いいたします。

○酒井畜産振興課生産技術室長 生産技術室長の酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず資料1でございますが、先ほど畜産振興課長の方から申しましたように、1回目、2回目、3回目の主な御意見をまとめたものでございます。御確認をいただければと思いますので、ここでは省略をさせていただきます。

続きまして資料2でございますが、1枚紙でございます。今回の骨子のポイントということでございまして、今後、策定いただきます中間取りまとめの柱となるものでございます。ここでは項目だけを御確認いただくということにしたいと思っております。大きく4項目でございます。

一つ目が、「貴重な遺伝資源である和牛を知的財産として保護」ということで、その(1)でございますが、遺伝資源保護に係る戦略的特許の取得ということで、括弧して「遺伝子特許の取得」ということでございます。(2)が、遺伝資源保護に係る特許の活用ということで、パテントプール——特許プールという言葉がありましたので、パテントプールの構築というふうにさせていただいております。

続きまして、大きな2でございますが「精液の流通管理の徹底」ということで、ここでは、大きく3項目書いてございますが、精液のロット管理のためにバーコードを刷ってはどうかという点、それと、契約の際に「海外に転売しない」という条項を盛り込むように自主的にやっていただくのはどうか。3番目が、精液証明書の裏に「譲渡・経由の確認」の欄というのがございますが、これをバーコードとあわせて活用すれば、トレーサビリティができるのではないかとという視点です。

大きな三つ目ですが、「紛らわしい和牛表示の排除」ということで、ここでは、純国産の和牛のみを「和牛」と表示するということです。後ほど、骨子案の方で詳しく御説明をしたいと思います。

4のところですが、「和牛の改良・生産体制の強化」ということで、遺伝子特許を活用して改良速度を上げるという点と、枝肉のデータベースのシステムを使うべきであるといった視点でございます。

これらをもとに、7月中を目途に中間取りまとめということにしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、資料No.3で、今の大きな柱の部分についてイメージを確認したいと思います。

まず1ページを開いていただきまして、これは何度も出した資料でございますけれども、課題として大きく3つございます。まず真ん中のところ、遺伝子特許の戦略的な取得、取得した特許の積極的な活用という点、上の方にございますが、精液の流通管理の徹底という点、左下になります「和牛」表示の厳格化、こういったところがポイントでございます。

次のページをお願いいたします。まず特許の方の取得でございますけれども、取得ということを考える場合に、やはり中心になる組織が必要ではないかと考えております。した

がいて、①のところ、「協議会」のようなもので戦略的にものを考えていく。

中身的に、②ですが、優先事項を定めて、効率的に特許を取得することが和牛の保護につながるのではないかとのことでございます。そのイメージです。

次のページをお願いいたします。その取得しました特許権を生産者だけではなくて消費者にも御活用いただくために、適切にマネジメントする必要があるだろうということでございます。内容的には特許権の融通など、独占禁止法の問題があって注意が必要だという御意見がございますけれども、うまく融通をしながら、効果的に活用できる仕組みをつくっていく。先ほど申しましたように、ここでは「パテントプール」という言葉を使っております。保護と効率的な改良につなげていきたいということでございます。

次のページをお願いいたします。次は精液の流通管理の徹底でございます。そのイメージということで、先ほど申しましたように、大きく3つです。ちょっと順番が前後しておりますが、①の方が、精液の流通には多くの機関や個人が介在をいたしますので、まずは自主的に協議会のような格好で相談をいただいて、海外に流出させない旨を売買契約書の中に盛り込むなどの対応をとっていただくことが大事だという点でございます。

次の②でございますが、精液ストローのバーコード、これは製造したところでバーコードを印字して、使ったところで読み込むことによりまして、いつ、だれが、どこで使ったかというのがはっきりするということでございます。そういったところによる管理の徹底でございます。

3番目でございますが、先ほど申しましたような「譲渡・経由の確認」の欄、これが精液証明書でございますので、これをうまく使っていこう。そうしますと、A、B、C、Dという各経由がはっきりとするということです。その確認を「種畜検査委員制度」というものがございますので、その方々の立入検査ということで確認をしていけば監視になるのではないかとのことでございます。イメージとしては、この下にあるとおりでございます。

次に「和牛」表示の厳格化のイメージということでございますが、この表示のもとになりますのは、まず改良増殖法の「品種」、これも登録制度ということで、登録制度が増殖法の中に位置づけられておりますので、この制度を活用するということです。まず「和牛」である。生まれたときから、きっちりと父・母を確認して登録をするという、こういうしっかりした制度がございますので、これを活用しようということです。

さらに、牛のトレーサビリティ法ということで、左下の方に黄色く囲んでおりますけれ

ども、今は、この下の方でずっと追えるようにデータベース上、「台帳」で管理をされている。これを今後、「和牛」の表示に活用していったらどうかということです。

食肉の公正競争規約ということでございまして、それぞれの流通段階で「品種」を伝達をしております。特に今まではルールがなかったのですが、今後はトレーサビリティ法、増殖法で確認された「品種」で確実なもの、これを和牛としていく。こういうことをしますと、日の丸がついておりますが、国内で生まれて育った牛のみが「和牛」と表示されるのではないかという考え方でございます。

次の⑤をご覧いただきたいと思います。これは、和牛の改良・生産体制のイメージということをつくったものでございますが、まず、大きく左の三角がピンクの部分で、これが改良の現場。ですから、より良い遺伝子を選んで使っていく、選び出すという段階でございまして。右下の水色の大きな三角でございまして、こちらは改良の成果を使っていく生産の現場ということに分けてございます。

まず左上の方でございまして、改良の現場では、先ほど申しましたように遺伝子特許ですね。DNAマーカー、遺伝性疾患を排除するというような形質を選び出すようなマーカー、これを活用して、よりいいものを選んでいくということでございます。これを活用する。

右の方でございまして、真ん中に楕円がございまして。これが、前回から議論になっております肉用牛の枝肉情報全国データベースというものでございまして、左下の方から子牛の登記の情報が入ってくる。こういうことによって血統情報が確認されております。

そのほか、下の方に肉の絵がありますが、と畜場におきまして枝肉の情報が入る。具体的には、枝肉の重量とか、脂肪交雑といった情報がデータベースに入ることによってございまして、これらについては、楕円から右の方に「情報提供」と出ておりますけれども、肥育農家ごとの枝肉成績等が情報提供されているということでございます。反対側、左の方も情報提供ということで、選抜のための貴重な情報として活用されているということでございます。

吹き出しにありますように、蓄積された情報をもとに、種雄牛や繁殖雌牛の能力を数値化して情報提供しているということになります。

最後に、右下の方に交雑種情報の活用というふうに矢印がと畜場の方から出ております。ここは、交雑種も枝肉の格付が行われているということで情報が手に入る。また、交雑種は海外との競合を考えた場合に、最も競合する部分ということがございますので、この部

分についての改良の強化が必要、生産性の向上が必要だということでございます。そのため情報提供ということですが、残念ながら、交雑種は血統情報が付与されていないという問題点がございます。その点につきましては、もともと酪農家にそういった情報がございますので、この枝肉情報と酪農家の方が持っておられます雄牛の情報、これをうまくつなげますと和牛と同じ情報になるということでございますので、そういったところについては、関係者間で協議をしていただきながら情報伝達をするということができさえすれば情報提供できます。今後、そこは強化をしていくということで整理をしていきたいと考えております。

今回の骨子のそれぞれのイメージということで御紹介をいたしました。

最後、資料No.4でございます。今回、御議論いただくたたき台でございます。「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について」というタイトルになります。ここは、少し詳しく御紹介をいたします。

1、和牛における知的財産制度の活用。

(1) 和牛の遺伝子特許等の戦略的取得。

①、和牛の遺伝資源保護に資する知的財産権として、遺伝子特許がある。特定の遺伝子について、塩基配列を解析し、有用形質との関連性等の機能解明を行うことができれば、新規性、進歩性、畜産業への利用可能性等の特許要件を満たすことが可能。

②、限りある遺伝子の機能解明は、国際的な競争の中にあることから、和牛の新規遺伝子、特に他の品種にない優れた肉質等に関連する遺伝子の塩基配列の解析と機能解明を効率的に推進していくことが必要。

③、全国の研究機関・研究者が連携して、和牛に固有の遺伝子（うま味、香り、サシ等）の特性とその活用についての特許を戦略的に取得する体制の構築を促進。

④、和牛の遺伝的特徴を生かすような新規技術等については、遺伝子解析・機能解明と関連づけた総合的な特許権化を進めることが重要。

(2) 和牛の遺伝資源保護のための遺伝子特許等の活用。

①、和牛の遺伝資源の保護・活用を効率的に進めるためには、特許権等の融通、国民サービスの向上のための活用等、知的財産の戦略的マネジメントの仕組み（「パテントプール」）が必要。

②、遺伝子を利用した品種鑑別法は、牛肉トレーサビリティ法を補完し、遺伝子レベルで品種等を明確化することにより、輸入牛肉・輸入子牛との峻別に活用でき、攻めの農政

の観点からも重要。

(3) 地域団体商標制度の活用。

輸入牛肉との差別化を促進するため、新たな地域団体商標制度を活用する場合、生産地を保証するだけでなく、生産を管理し品質も保証することを促進することも重要。

次のページをお願いいたします。

2、精液の流通管理の徹底。

(1) 家畜改良増殖法に基づく精液の流通管理の厳格化。

①、和牛の精液が海外流出した状況を踏まえ、ブリーダー等関係者で和牛の遺伝資源の保護意識の醸成を図るとともに、和牛を繋養する家畜人工授精事業体が協議し、自主的に精液の流通管理を厳格化するような体制（精液ストローを譲渡する際、海外に流出させない旨を売買契約の中に盛り込む等）の構築を促進。

②、精液ストロー等に、種雄牛の個体識別番号とリンクしたバーコードを印字することにより、精液のロット管理体制の強化を促進。

③、家畜改良増殖法に基づく精液証明書を活用し、精液ストローのトレーサビリティを確立するとともに、実施状況の確認に、同法の立入検査を活用。

3、「和牛」表示の厳格化。

①、国内で生まれ育てられたことが確認された和牛のみを、「和牛」とする表示を推進。

②、食肉公正競争規約などに基づいて「和牛」の表示を行う場合、家畜改良増殖法の登録制度の「品種」、牛肉トレーサビリティ法の「品種」、法律では種別ではございますが、を活用して確認。

③、限定された「和牛」の特徴、優位性等について、新しい統一マークを作成する等により、消費者に対してわかりやすく啓発。

4、和牛の改良・生産体制の強化。

①、既に海外に和牛の精液や生体が輸出されている現状を踏まえれば、優れた肉質等に関連する遺伝子特許等を和牛の改良や生産に活用し、改良速度の向上等を図ることが重要。

②、海外に負けない優れた和牛を生産し、消費者の支持を得ていくためには、効率的な改良システムを構築することが重要であり、和牛の遺伝的多様性に配慮しながら、家畜個体識別システムや肉用牛枝肉情報全国データベース等を活用した全国的な改良体制の強化を推進することが必要。

③、改良や生産に関する技術の向上等は、優れた肉質の和牛肉を低コストでの供給につ

ながら、消費者にとっても有意義であることを理解してもらい、「和牛」＝「国民の財産」であることを消費者と生産者の共通の認識とすることが重要。

以上でございます。

○松川座長 どうもありがとうございました。

先ほども申しましたように、本日の検討事項は、この資料4が中心になりますけれども、その下敷きとして資料3も検討の対象にはなるということです。

それで、この資料4、中間取りまとめ骨子（たたき台）ですが、これは前回も最後の方で申しあげましたように、事務局の方でまとめていただいたものです。まずは、事務局に御苦労さまとお礼を申し上げたいと思います。

5 質疑応答

○松川座長 それでは、この資料4を中心にして、皆様方から質疑あるいは意見交換を進めていって、これでいいか、修正しなければならんところがあるかというようなことを検討しまして策定という段取りで進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

1から、2からというふうに特に順序を決めませんので、何番のどこというふうに言っていたら、御意見なり御質問をいただければよろしいかと思っております。

お願いします。

○土肥委員 1の(2)の①ですけれども、「知的財産の戦略的マネジメントの仕組み（パテントプールが必要）」という部分ですが、室長もおっしゃったように、独禁法上の問題もあるので注意が必要であると、これは、確かにおっしゃるとおりです。

したがって、この中でちょっと気になるのは、戦略的マネジメントの仕組みがパテントプールと同格になっているところが気になるんですね。もちろん、パテントプールはその仕組みの一つとして検討いただく、結構なことだと思うんですけども、それだけじゃないということは、この文章ににじませていただきたいと思うんです。

後でお出しになるときに、余り文章が変わっちゃまずいでしょうから、普通、この場合だと「等」とか何かを入れてもらった方が、後々いろいろ都合がいいかなというふうに思います。

○酒井畜産振興課生産技術室長 ありがとうございます。

○松川座長 ありがとうございます。

この点については、ほかの委員の方々も、特に御異議はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

ほかに、お願いします。

○沖谷委員 このたたき台なんですけれども、最初にまくらというか前文がないんですね。和牛が、どういう経緯を持って産官民で生み出してきた国民共有する財産であるとか何かね。したがって、それを積極的に使って、更なる豊かな生活に貢献するとか何か、そういうものが要ると思うんですね、恐らく。

何か、最初から結論で、和牛は絶対守らなければならないという結論だけ書いてあるの
で、ちょっと外に出すんだったら……。

○松川座長 前文みたいなものですね。

○姫田畜産振興課長 和牛は我が国固有のものであり、改良機関の長年の努力により改良されたもので、我が国の固有財産と言えるものであるというようなことですね。

○松川座長 今の沖谷委員の御提案についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○松川座長 ありがとうございます。

○吉村委員 今の（１）の①ですけれども、「知的財産権として」と書いてあるのは、これだけじゃなくて、ほかの知的財産という意味で、地域団体商標制度とか、こういうものを活用して遺伝資源を守ろうということですので、何々の一つとしてという——大きく知的財産というものをとらえた中での一つとしてというようなことで、遺伝子特許というものをとらえた方が、より適切かなと。

○松川座長 「知的財産権の一つとして」と。

○吉村委員 はい。

○松川座長 秋岡委員、お願いします。

○秋岡委員 資料４の２ページ目の４の②です。ニュアンスの問題なんですが、「海外に負けない優れた和牛」となっているんですけれども、これだと、何となく負けちゃうというイメージがあって、今はもちろん、当然、日本の和牛の方が良いので、「外国産の和牛の追従を許さない」とか、ちょっと言葉を変えた方が——何か、これはちょっと弱気な感じがするので、今優れているし、その地位を保ち続けるんだというニュアンスを出していただけたらなということ。

それから、二つ目は質問なんですけれども、日本生まれで日本育ちの和牛というのは、

当然、漢字の「和牛」というのが一つのマークになるわけですね。それを、例えばローマ字とか平仮名で書く人がいたら、それは類似だとかいって、だめということになるんですね。例えば外国産の和牛と同じ種類のもので輸入で入ってきたときに、この漢字2文字の「和牛」は張れないけれども、だったら、ローマ字で「Wagyu」と書けばいいでしょうみたいなものを張る人が出てきたときに紛らわしいなと思うんですが、これは、こう決めるときに、類似の平仮名とかローマ字もだめですよというのが言えるのかどうかということ。

逆に、ここに攻めの農業という話が出てきて、攻めの農業と言いながら輸入肉との競争の話なんですけれども、今は、ちょっとどうなっているか知らないんですが、将来的に、日本生まれの日本育ちの和牛が海外に出ていくというときのことを考えると、それについても、日本はこのマークですみたいなものを決めておいた方が、外国のマーケットでは日本生まれの日本育ちの和牛も外国産というか、要するに、日本以外で生まれた和牛も海外ではごっちゃになってしまうという、何か、逆に本当に海外に攻めていくときに、あのときやっておけばよかったということにはならないかなと思うんです。ただ、その辺、ちょっと詳しくないのでよくわからないんですけれども、どうでしょうか。

○松川座長 今、秋岡委員のお話は2点ありまして、1点目の「海外に負けない」というのは、何となく消極的なイメージがあるから表現を変えられないかという御意見でありましたが、この件はよろしいですね。

それから、2番目の漢字で「和牛」と書いた場合、ローマ字で「Wagyu」と書いた場合、その他の表示の問題として、もう少し整理する必要があるというふうな意見として伺いましたけれども、その点はどうなんでしょうか。事務局の方で、何か御意見はありませんか。

○牧元食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長でございますけれども、今御指摘の、例えば和牛ということでローマ字をどうするのかとか、そういう問題については、今後、公正競争規約とか、そういうものを見直す際に、御意見も踏まえまして、要はそういう紛らわしいものを防ぐような観点で、何か工夫ができないのかということで、ちょっと検討させていただきたいと思います。

それから、統一マーク等輸出をにらんでどうするのかということ、これも検討課題だというふうに思っております、当然、和牛については、農産物の輸出を進める中で、一つ強力で推進していくべき品目だと考えておりますので、そういう輸出戦略も踏まえて、その統一マークについては、よく研究をしたいというふうに思っております。

○松川座長 ありがとうございます。

秋岡委員、よろしかったでしょうか。

○秋岡委員 はい。

○松川座長 吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 今、秋岡委員さんの方から言われた4の②、「海外に負けない優れた和牛の生産」というところですけども、これは現在、海外に和牛の遺伝資源、日本の遺伝資源が流通されているということからもって、やはり日本も、流通されたもの以上に改良を進めていくんだという骨子かなというふうに思うので、あえて改良システムの分野だから、僕はこの形の方がいいのかなと思うんですけども……。

○松川座長 秋岡委員とは別な意見がありましたけれども、秋岡委員がおっしゃったのは、例えば海外に負けないというような、何となしに腰の引けた表現ではなくて、外国産の追随を許さないというような表現ではどうかという御提案だったんですが、それなら……。

○吉村委員 私も、その提案をしたんですけども、却下されてしまいまして、きょうは秋岡委員におっしゃっていただいてあれだったんですけど……。

和牛というか、肉牛というもの、これの改良体制ということを考えていったときに、恐らく、海外ではもうまねができないですね。といいますのは、私どもも取り組んでおりますし、国の方でも全国的な評価ということで取り組んでおられますアニマルモデルによる育種価評価という手法がございますね。この手法は、素牛のお父さん、お母さん、いわゆる父方、母方の血統情報があって初めて成り立ってくるんですね。そのほかに、育種価評価の方法として、もう古くなりましたけれども、母方祖父を利用したりとか、サイヤーモデル、父牛モデルと言われるようなものがあったりして……。

そういう意味で言うと、肉牛としての改良ということを考えれば、システムさえきちりできれば——これは随分、私どもは苦労しながら、10年以上の年月をかけて、肥育農家さんの協力も得ながら構築をしてきたわけですけども、そういう意味でいきますと、決して負けないというよりも追随を許さない、水をあけていくんだと、そういう感覚の方が私は適切なのかなと思います。

○姫田畜産振興課長 事務局から、秋岡委員、吉川委員、吉村委員全体の御意見をいただいて、修文として、余り外国産とか何とかと言わないで、「海外に追随を許さない優れた」ということでいかがでございましょうか。

○土肥委員 その「海外に」というのはどこにかかるんですか、その場合。

○松川座長 「海外の」じゃないですか。海外からの追随をとというような意味で。

ほかに。

○吉村委員 先ほど、文章といたしますか、一言入れてもらったかと思っておりますけれども、家畜改良増殖法の構成といたしますと、総則と種畜と人工授精・受精卵移植ですか、それと第3章の2ということで家畜登録機関ということが上がっていて、「品種」の規定は、法そのものには文言として出てきていなかったように思うんですね。

ですから、今の「登録制度の」というふう一言入れてもらった——登録制度というのは法の中に言葉としてあり、家畜登録事業の承認を受ける際に、登録する家畜の種類（「品種」）が求められていますので、これを根拠にした方がいいんじゃないかなと思えました。それで事務局にも、少しそういうお話をさせていただいて、先ほど入れていただいたんですけども、確認をしていただけたらと思います。

○松川座長 今の吉村委員のお話はどこのところですか。

○吉村委員 3の②のところですね。「食肉公正競争規約などに基づいて」ということで、「和牛表示を行う場合、家畜改良増殖法の登録制度の品種」とおっしゃったと思うのですが……。

○松川座長 登録制度上の品種。

○吉村委員 その方がいいかもしれません。

○松川座長 その辺のことは事務局の方が詳しいですけども、それは問題ないですか。

○姫田畜産振興課長 はい。結構です。

○沖谷委員 4の③、一番最後の文章です。文章的なものですけども、1行目の「優れた肉質の和牛肉を低コストでの供給」というのは、ちょっと「を」がおかしいので、「の」か何かで……。

○酒井畜産振興課生産技術室長 そうですね。直します。ありがとうございます。

○松川座長 秋岡委員、どうぞ。

○秋岡委員 ちょっとだけ関連するんですけども、資料3の2のところにマネジメントのイメージ図があって、多分、今先生がおっしゃったところが、一番上の行に「消費者のために積極的な活用を図るため」と書いてあるんですけども、下の図表の中に消費者が出てこないで、せっかくなので……。

資料3の②のところにマネジメントのイメージ図の、多分、生産者とブリーダーという右の真ん中辺にある囲みのところから矢印か何かが出ると、今先生がおっしゃった、そこに消費者がいて、矢印があって、より品質がよくて、より低コストの供給とかいうのが、

この図に本当は入るのかなとちょっと思いました。

○姫田畜産振興課長 おっしゃるとおりでございます。

○吉村委員 今のところが出たから、ついでといたら何ですけれども、座長の所属しておられる畜産技術協会の報告、遺伝研究所ということが、バツと前面に出てくると——ほかの試験研究機関ですね。大学の研究機関とか、そういうこととの関係からいきますとどうなんだろうかなという感じはします。

これは、あくまで一つの例として、図柄としてかかれているということであれば、そういう理解もするわけではありますが。

○酒井畜産振興課生産技術室長 今の点について、若干補足させていただきますと、動物遺伝研究所については、各都道府県の研究機関と連携をして各県の情報をまとめる、集大成するような形で、今まで事業を進めておられまして、そういう意味では適当な図式ではないかというふうに思っております。

ただ、先ほど言われましたように、大学とか、そういうところで、さらに進んだ研究もされておりますので、そういうところとの連携というのは、極めて大事だと思っております。

○吉村委員 だから、そういう面で——決して、研究されている機関、大学等の機関は多くはありませんけれども、やられていることは事実なので、連携の図というようなことでしょうか。そのあたりは配慮していただいた方が、より適切なのかなと思います。

○姫田畜産振興課長 そういうところも読めるような形に変えさせていただきます。

○松川座長 よろしいですか。

○吉川委員 というのは、研究だとか、そういった分析に当たっては、そういった研究者とやっていく。だけど、例えばブリーダーだとか、いろいろなそういう改良団体、機関には、データとしては、日本は一本化してやっていくということでしょう。

でも、研究や何かは全部、そういった形の知識を持った人たちが入って、発信するのが一本化をしていくということでしょうか。

○姫田畜産振興課長 3ページのところに、特許権のプール・融通を行う機関というのは、特に書いてはございません。ここに、吉川委員がおっしゃるように一本化していきたいというこの考えです。

ですから、もちろん畜産技術協会附属遺伝研究所で全部やるという考え方じゃなくて、上のところの特許プール、マネジメントと書いてあるところに集約していこうという

ことをございます。

○吉川委員 それなら結構です。

それと、2の②の精液の流通管理の徹底という部分ですけれども、精液の個体識別番号だとかリンクしてバーコードという形。これは民間の人工授精所、それから、いろいろな今の人工授精所というのは、ポイント、バーコード方式といったものはとっていないので、ここら辺は、まだ民間も全然わからない部分ですけれども、これがバンとまとまってしまうと、どうしてもこれをやれよという形になってしまって、かなり民間の負担といった面もございますので、ここら辺のコンセンサスをしっかりとってもらって、実務的に入ってもらいたいということでもあります。

○松川座長 それは今後の話であって、このたたき台自体について……。

○吉川委員 これは、恐らく事業体なんかは一番、みんな心配してくることで……。

○吉村委員 私も関連して発言してよろしいですか。

○松川座長 お願いします。

○吉村委員 具体的に今、どういうふうにするのかイメージができないのであれなんですけれども、今、事業体の話をされましたが、それを使う側も、精液ラベルと精液ストローの対応というようなことが出てくると、これは、とてもじゃないけれども、年間 170 万本の流通は難しいなと思うんですね。だから、何かイメージが、まだ私の中ではしにくくて、今、精液の製造年月日を一致させるだけでも、結構大変なんですね、現場では。ラベルとストローに書いてある——ストローも、たしか製造年月日が入っていますね。

○吉川委員 そうですね。

○吉村委員 それを対応しなさいという御指導が数年前にあったんですけれども、それだけでも現場は、タンクの底をかき混ぜてというような形になってくるんですね。

だから、厳密に管理をしていくということと同時に、効率的であるという観点を持たないと、いささか現場は、人工授精師サイドも、だんだん陣容が手薄になってきたりして、大変な状況の中で仕事をしていると思いますので、そこらをちょっと——前回言っておけばよかったんですけれども、改めてずっと考えながら、どういう形が一番いいのかなと。

○吉川委員 これは、ホルスタインの場合はバーコードは使っていませんけれども、精液証明書とストローとの確認という形は昔から、約 200 万本ぐらいの精液の流通に対しての管理徹底はされているという形ですから、和牛の頭数というのは、僕はそんなに難しいことではないんじゃないかなと。

ただ、登録をするときに、確認という形の中でやる場合に、ここは技術的にも、これからまた分野で広がっていくんだらうけれども、例えば個体識別というものをしっかりとした形をとっていけば、これは雄にも個体識別が入っている、雌、生まれたすぐ子供にも識別が入るものですから。それも非常に確認がとりやすく、作業は進めやすいと思います。これは実務に入ってやってみないと、どこまで現場に徹底できるのかはわからないけれども。

○吉村委員 和牛の場合は、恐らく使っておられるストローというのは、ほとんど登録がされていて、その登録番号なり種牛名なり、そういうものを一つのキーにして、ずっとやられていましたので、それはホルスタインさんの方の、そういう意味では、ラベルとストローの内容の一致ということは、全く問題のない話だというふうに思っております。

ですから、その程度のものであればということは現在もやられていて、ロット管理ということに焦点を当てるなら、どういうものになっていくのかなという感じがするんですが。

○吉川委員 私の方で人工授精所もやっているの、和牛の精液も生産しております。これは今、和牛もホルスタインも同じような証明、きちっとしたトレーサビリティ、これもきちっと、今ここに書かれていることはやっているんですけども、ただ、バーコードということになると、1本1本のバーコードを発信させると、これはすごい形になるんだと。だから、これはロット管理をしてもらいたい。

そういう形であれば、これはホルスタインの方の部分も、今、ホルスタインの中に和牛の遺伝子が入ってきますので、そうすると、そこにもきちっと使っていけるという形、F1づくりですか、交雑種をつくっている形の中でもできてくる。ですから、今現在も、各事業体がやっているのは、精液証明書とトレーサビリティはきちっとできている状況だと思うので、ただバーコードを導入するにしてもロット番号でお願いしたいということです。

○姫田畜産振興課長 恐らく、今のお二方の御議論は、この検討会が終わった後、実際にやっていくもので、この場で決めさせていただくということではないと思っております。

ですから、ここにつきましては、いわゆるここにも種雄牛の個体識別番号とリンクしたというようなことも書いてございますので、基本的に、まずそこはやりましょうということだと思います。

さらに、どういうふうに具体的に運用するかについては、また、そういう検討の場を設けたいと思っておりますし、もちろん、その場に入っていただいて御議論いただければあ

りがたいと思っておりますので、ここはこういうことにさせていただければありがたいと思っております。

○吉村委員 使う側からの使い勝手ということもあわせて……。

○松川座長 吉川委員がおっしゃることも、吉村委員がおっしゃることも、これを実施に移す場合に、いろいろなことについて配慮が必要であるという御指摘をいただいたということで、この骨子案の文言を修正しなければならんというほどの意見とは伺わなかったんですけども、よろしいですか。

○吉村委員 結構です。おっしゃりとおりです。

○吉川委員 おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

○松川座長 ほかのところでございませんでしょうか。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 3の「和牛」の表示の厳格化の①と③ですが、このとおりなんですけれども、そもそも「和牛」という表示とかが、実はそのものが混乱をする要素をはらんでいる。要するに「和牛」、もともとのこの漢字の意味を見ますと、これは日本の牛ということで国産牛というふうに理解してしまうわけですね。ですから、和牛ありきということではなくて、できれば、そういう国産牛ではないということの区別のできるような表示というか、それを——例えば③に落とし込みますと、限定された「和牛」の特徴、優位性等について、「新しい統一マークや新たな表記を作成する等により」というようなことで、これは、先ほどの秋岡先生の論議にもちょっと関連するんですけども、和牛を例えば英語に直したときにどういう表現になるんですかということにも絡んでくると思うんですけども、その辺も含めて検討していくということの方が、消費者にとってはわかりやすいのかなという気がします。

○松川座長 今の御意見も、前に土肥委員にも御提案いただきましたが、新しい統一マークなどを検討して、消費者が一目でわかるような工夫が要るんじゃないのという御意見をいただいていたと思いますけれども、そういうことに関連すると伺いました。ありがとうございました。

今までいただいた意見を、ちょっとこの段階で整理してみますと、前文に相当するものがあつた方がいいという意見を沖谷委員からいただいております。

それから、1の(1)の①で「知的財産権の一つとして」という言葉を入れた方がいいということを吉村委員から意見をいただいております。

それから、(2)の①の「パテントプール」が、これだけのような印象を与えるから、「パテントプール等」という表現を入れた方がいいということを土肥委員からいただいております。

それから、文言の修正にかかわる件としては、3の「和牛」の表示の厳格化の②の「家畜改良増殖法の『登録制度上』の品種」という言葉を入れた方がいいという御提案をいただいております。

それから、4の②のところ、これは「海外の追従を許さない優れた和牛を生産し」というふうな言葉にした方がいいということを秋岡委員から御提案いただいております。

それから、③はミスタイプの修正がありました。

今、文言の修正にかかわるところはこういうところまでというふうに理解しておりますけれども、ほかに……。

○西川生産局長 今の中村委員のところも追加して、「新しい統一マークや新たな表記を作成する等により」と、ここも入れさせていただきます。

○松川座長 どうもありがとうございます。

秋岡委員、お願いします。

○秋岡委員 今の3の①の「国内で生まれ育ったもののみを和牛とする」というものの裏側なんですけれども、国内で生まれ育ったことが確認できない和牛らしきものは何て書くかという、何て書くんですか。外国産黒毛何とかと書くんですか。その裏側の方のものはどう書くことに決まるんですか。それは決めないんですか。

○西川生産局長 決めません。

○秋岡委員 それは、「和牛」とさえ書かなければ、その人たちが好きなように書いていい。

外国産和牛と書いちゃいけないんでしょう。

○松川座長 外国産和牛の漢字の「和牛」は具合が悪い。外国には和牛はいないんでしょう。

○秋岡委員 じゃ、外国産和牛もどきとか書けば……。 (笑声)

○牧元食肉鶏卵課長 いずれにしろ「和牛」という表示、類似のものをどうするかというのは、さっき御指摘いただいたとおりでございますけれども、いずれにせよ、そういうものを含めて「和牛」という表示ができないということです。

一方、原産国表示は、現在義務づけられておりますので、例えば豪州産とか、そういう

産地名の表示は入れるということでございます。

○松川座長 時間はたっぷりありますから、あわてることもないですけども、御意見、ほかにあればいただきたいし……。

吉村委員、お願いします。

○吉村委員 前回、実は中村委員の「海外で生まれた和牛らしきものの登録」という話がございますけれども、そのときに私は、どんなものができるのだろうという考え方しか持っていなかったんですが、インターナショナルな関係を結ばれているホルスタイン登録協会さんに聞きましたら、「2国間の登録協会の関係だ」というふうにおっしゃるんですね。だから、例えばアメリカで生まれたものを、吉川さんが、これはいいからということで輸入されるときに、アメリカのホルスタイン協会の証明書、そこを経由して、その証明書に基づいて日本のホルスタイン登録協会は登録をするというふうに伺っております。

したがって、私はオーストラリアから見えられたときに、AWA、オーストラリア和牛協会と連携するつもりはないかというふうに言われたときに、「我々はするつもりはありません」ということで断った例があります。それは、今申し上げたように、ホルスタインの登録の関係は、それぞれの国の品種協会との関係の中で処理をされるということが、どうもルールとしてあるのかなど。オーストラリアの方もそういうことをにおわされたのかなというふうに思っておりますので、それを我々は結ばないというような対応の仕方かなとは思っております。

それで、あくまで日本産というのは、これは私どもの登録協会そのものが、我が国の国内法の中で規定されたものだという考え方でいいんじゃないか。だから、その効力が及ぶ範囲は国内かなということでもいいのかなというふうに考えておったんですけども、それをベースにしていけば、①の国内で生まれ育ったということもある程度解決できるのかなと思っております。

文言の修正等ということではないんですけども、ちょっと前回、そういうことで、これの表示の厳格化ということの参考になればということでございます。

○松川座長 ありがとうございます。今の吉村委員のお話は、あくまでも、こういうことは日本の和牛登録協会が主体的に決められるということですね。

○吉村委員 ホルスタイン登録協会さんも、ある国とは結ばないと。その登録制度は非常に問題があるというようなことで結ばないという、我が社の方のといいますか、自分たちの権利というのか、立場というものはきちっと守るということはそういうことなんだと

いうふうにおっしゃっていました。

○松川座長 それは、主体性を持ってやれることであるというふうに私も理解しております。

○吉川委員 そのことについては受け入れ側の権限ですから、受け入れ側が拒否した場合には無理だというだけのことで、受け入れ側がいいですよということになれば、それは登録上認める。だから、それは国のことで解決すればいいんですね。

○松川座長 そういう背景がありますのでということであります。

どうぞ。

○沖谷委員 最後の4の③のところですけども、今は和牛の話が中心なんですけど、先ほどのレクチャーでは、和牛の遺伝子を使って交雑種についても日本で生産するということは行われているし、これからもそういうバラエティというんですか、肉のバラエティをキープしていくためには、和牛の遺伝子、和牛だけのものではないものも許すということは、当然あっていいわけですね。

ですから、一番最後の3番目の「優れた肉質の和牛肉だけの低コストの供給」ではなくて、その遺伝子を使って、今、交雑種あるいはそういうものを認めて、これはホルスタインが過剰になったときの完全なレスキューになっているはずなので、何か、そういう文章に変えられないかなと。広めるというか、「低コストでの供給等につながる」とか、余りいい文ではないかもしれんけど、それだけを供給するのではなくて、それを使って、また新たなものというか、あるいは和牛の純粋黒毛和種の安いものね。高級品は高級品で極めてもらえばいいんですけども、いわゆる大衆品としての生産が、ぜひこれでふえてほしいと僕は思っているので、そういうものも含めての文章に変えられないかなというのが希望です。

○松川座長 今、沖谷委員がおっしゃることは、例えば資料3のところに、ちょっと書いてありました交雑種の生産までを含めるような文章にならないかということですか。

○沖谷委員 そこまで具体的に書くと縛ることになるから、和牛だけではないという感じですね。

○吉川委員 「優れて和牛の遺伝子を活用した低コストの」という形、和牛の遺伝子を活用したものはそういう形という方がいいのかな。例えばホルスタインとの交雑種。

だから、その遺伝子を使っていないものは別にあれだけでも、和牛の遺伝子という形の方がいいのかな。その方がわかりやすいのかもしれない。

○吉村委員 今一番大きな問題なのは、先ほど、追従を許さないという言葉がありましたけれども、実は本体の和牛肉のところではいろいろ問題が生じるのではなくて、海外へ出た和牛の遺伝子を活用した海外産の肥育もと牛と国内での交雑種というんですか、その関係が常に需要と供給なり、国内価格の中で苦労されている部分があると思いますので、今、吉川委員がおっしゃったように、先ほどの情報のところも、室長から御提案があったように、一言加えた方がいいのかなと。

○松川座長 私は単純に、優れた和牛肉を生産できるような和牛であれば、交雑しても、当然優れた肉を生産できるわけで、組み合わせがどうのこうのという問題というのは、この際はほとんど無視できるということであるから、この文言で交雑種もよくなるという意味は含む、論理的には、というふうに理解しているんですけど。

○沖谷委員 それは、もちろんわかるんですね、この議論では。

　　だけど、消費者に、高い和牛だけばかり研究するのに、そういう大騒ぎするという感じの印象を与えると、僕は余り……。

○秋岡委員 金持ちの考え方だと……。 (笑声)

○沖谷委員 そうです。

○姫田畜産振興課長 もちろん、そういう意味では、沖谷先生が言われた「優れた和牛肉の低コストでの供給等」とさせていただければいかがでございますか。それを含むんだということ。

　　また、この後、当然、今回は骨子でございますので、全体の間取りまとめのときにはかなり書き込めると思っておりますので、「等」を入れさせていただくということで、御了解をいただければありがたいと思います。

○松川座長 ありがとうございます。

　　余り、こういうものは理屈ばかり言ってもしょうがないところがありますので。

　　ほかに、ございませんでしょうか。まだ時間はありますが。

　　そうすると、このたたき台といいますか、骨子案の修正を伴うような御意見は出尽くしたというふうに考えてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

　　委員の皆様方、よろしいですか。これで修正を伴うような御意見は全部いただいたというふうに……。

　　そうしますと、これを、今幾つか修正意見をいただいて、それは委員の皆様方もそうだ

というふうに同意をいただいておりますので、今出てきた御意見に基づいて、事務局の方で、これをちょっと修正した骨子案につくり変えていただきます。そのために、ちょっと時間が要するということでありまして、20分あればよろしゅうございましょうか。

○姫田畜産振興課長 大丈夫でございます。

○松川座長 そうしましたら、ちょうど私の時計では3時半ですので、3時50分まで休憩ということにさせていただきます。それで、この骨子案の策定が終わったということに移りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔暫時休憩〕

○松川座長 検討会の委員の皆様方おそろいになりました。土肥委員は、所用で席をはずされましたので、これ以降は土肥委員は欠席ということで、ほかの方々はおそろいになっておりますので検討会を再開いたします。

6 検討会中間取りまとめ骨子の策定

○松川座長 それで、先ほどの議論に基づいて修正した取りまとめ骨子、皆さんのお手元に行っておりますでしょうか。

そうしましたら、事務局から、皆様方の御意見を踏まえて修正いたしました「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について（検討会中間取りまとめ骨子）」について、先ほどの修正した部分を中心に説明していただきたいと思います。紹介していただきたいと思います。お願いします。

○酒井畜産振興課生産技術室長 それでは、早速始めさせていただきます。

まず、前文が必要だという御指摘を踏まえまして書き加えましたので読み上げます。

和牛は我が国固有のものであり、改良機関や生産者の努力によって改良された我が国の財産と言えるものである。

一方、過去に輸出された和牛の遺伝資源を利用し、外国種との交配により交雑種が生産され、牛肉または子牛として輸入されている状況にある。

本検討会においては、このような状況を踏まえ、和牛をはじめとする家畜について知的財産の活用も含め、遺伝資源の保護・活用のあり方につき検討を行い、以下のとおり中間取りまとめ骨子を策定した。

以上でございます。

続きまして、修正点を申し上げます。

1の(1)、①でございますが、「知的財産権の一つとして」ということで、「の一つ」というのを追加いたしました。

そのページ、下の方でございます。下から2行目、「パテントプール」ということで、これだけではないという御指摘を踏まえまして、「等」という言葉を追加いたしております。

続きまして、精液の流通管理の徹底というところでございますが、申しわけございません。こちらのミスで、(1)というのが増殖法の前についておりましたが、これを削除させていただきました。

続きまして、3の「和牛」表示の厳格化のところでございますが、②の真ん中です。「改良増殖法の登録制度上の品種」という言葉で、「登録制度上の」というのを書き加えました。

③のところでは、新しい統一マークの後に「や新たな表記を作成する等」ということで加えてございます。

4番目でございますが、和牛の改良・生産体制の強化というところでございます。②のところ、「負けない」というのは弱いということで、「海外の追随を許さない優れた和牛」ということで修正をさせていただきました。

③のところは、「和牛肉を」ということで、私どものミスでございましたので、「の」に直させていただきます。「の低コストでの供給等」ということで、交雑種も含むということをこの項に含ませるということで修正をさせていただきました。

修正点は以上です。

それを踏まえまして、1枚紙、あり方についてのポイントでございますが、これも、あわせて修正をさせていただいておりますので御紹介を申し上げます。

まず1、貴重な遺伝資源である和牛を知的財産として保護というところでございますが、これについて(2)の太字のところの後段でございます。「パテントプール等」の「等」を追加いたしました。

さらに文章の真ん中、「パテントプール等」ということで出てまいります。ここにこう書き加えたという点。

それと、下の方でございます。下から2行目になりますが、「海外の追随を許さない優れた和牛」ということで修文をさせていただきました。

以上でございます。

○松川座長 ありがとうございます。

先ほどのいろいろな御意見を全部盛り込まれたと見ましたが、これでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○松川座長 ありがとうございます。

そうしましたら、これを持ちまして検討会の取りまとめ骨子とさせていただきます。

7 農林水産省知的財産戦略本部長への検討会中間取りまとめ骨子の提出

○松川座長 ということで、この検討会では中間取りまとめ骨子が策定されたわけです。これから三浦農林水産副大臣にこれをお渡ししたいわけですが、副大臣の来場をお待ちしたいと思います。

〔三浦農林水産副大臣出席〕

○松川座長 私どもが検討しました「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について」、検討会の中間取りまとめ骨子が策定されましたので、手渡しいたします。よろしくお願ひいたします。

〔中間取りまとめ骨子手交〕

○三浦農林水産副大臣 どうも短期間に、先生方ありがとうございました。

一言、お礼を申し上げたいと思います。

本日は、またお忙しい中を御出席いただきましてありがとうございました。

そして、4月17日に第1回の検討会を立ち上げさせていただいたところでございますが、まことに短期間の中に4回、精力的に検討をいただきまして、本日、このような取りまとめ案をいただきましたこと、本当に感謝に耐えないというふうに思っております。

今後、この中間とりまとめの骨子案につきましてもきちっと、私ども農林水産省としての知的財産戦略本部の取りまとめの中に反映をしていくように事務方にも指示をしてまいりたいというふうに思っております。

今後とも、よろしくお願ひ申し上げまして、一言、御礼の御挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございます。

○松川座長　ここで三浦農林水産副大臣は退席されます。大変ありがとうございました。

〔三浦農林水産副大臣退席〕

8 今後の議論の進め方（スケジュール）

○松川座長　それでは、事務局から、今後の議論の進め方について御提案をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○姫田畜産振興課長　本日は、まことにありがとうございました。熱心な御討議、そして的確な御指示をいただきまして取りまとめることができましたことを御礼申し上げます。

本日取りまとめいただきました骨子を踏まえまして、中間取りまとめ案の作成に入るために、多少私どもの方にお時間をいただきたいと思っております。それで夏ごろ、できるだけ早く中間取りまとめをつくりまして、それに向けて、再度お集まりをお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

具体的な日程につきましては、後日、事務局の方から皆様方のスケジュール等をお聞きいたしまして、それで調整させていただいてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

9 生産局長挨拶

○松川座長　それでは、最後になりますけれども、西川生産局長に御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○西川生産局長　どうも、本当に委員の先生方には、ありがとうございました。

この問題に取り組もうということで、我々も努力をしてきたわけでございますけれども、このように短期間のうちに、本当にプロの立場から御熱心な御意見、御指摘もいただく中で、こういう中間取りまとめができたということにつきまして、深く感謝を申し上げたいというふうに思っております。

7月下旬を目途に、これをさらに肉付けするというところでございますけれども、引き続き、委員の先生方には御指導を受けたいと思っております。

松川座長のもとで、本当に短期間におまとめをいただきましてありがとうございました。改めて御礼を申し上げまして挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○松川座長 ありがとうございました。

10 閉 会

○松川座長 これですべて、第4回の家畜の遺伝資源保護に関する検討会を終わらせていただきます。

どうも、長時間ありがとうございました。

—了—